

共生・公正・創造



東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

民主化の声・声・声...

【その46】 2006.3.27

強要否定に躍起の東労組7人組！ 第34回公判 2005.6.30

東労組のデタラメな施設利用が明らかに！

東労組役員らによる「脱退・退職強要事件」の第34回公判は、オオマ被告人（当時分会執行委員）への検察側質問だったが、Y氏への執拗な追及行動は個人の判断だとして、分会方針などに白々しく「知らない」を連発し組織性の否定に躍起だったが、自信満々の証言で、はからずも、運転職場で東労組が好き放題に施設利用している実態が暴露された。勤務時間外は職場内を自由に闊歩し、構内や詰所で遊んだり昼食を食べたりしているようだ。ミーティングルームは組合事務所化しており、多数の組合資料がここから押収されていることから裏付けられる。これは氷山の一角で、多くの運転職場などで目に余る施設支配が横行しているという。一部役員にはさぞかし居心地がよいだろうが、まじめな社員にとってはたまったものではない。JR東日本会社も、まさか黙って見過ごすわけにはいかないだろう。

また、彼らが休憩時間や明け、休みに執拗に追及を行ってきたことは既報の通りだが、被告オオマらが職場で取り囲み罵声を浴びせたことが原因で、Y氏が「会社を辞めたい」と休暇を取ったり、詰所で人を避けてきたことについて、「なぜ休んだかわからない」「なぜ避けているかわからない」と、自らの非道に気付かないかのような無責任な証言をしている。鉄道の安全確立、信頼回復が最優先で求められる中、東労組に逆らう者には何をしてもよいかのような姿勢は、安全面からも許されるものではない。

～オオマ被告に対する検察側の本人質問（一部要約抜粋）～

- （検察）被告は勤務前、勤務後居残っていたようだがなぜか。どこにいたのか
 （被告人）独身だから時間は自由に使える。指導の横のソファ、休憩室、構内でも遊んでいた
 （検察）組合事務所はないようだが （被告人）特別にはない
 （検察）ミーティング・ルーム、達示室などが利用されていた様だが
 （被告人）そうだ。組合業務は主にミーティング・ルーム、達示室などが利用されていた
 （検察）2月7日のYとの話について聞く。当日、被告は何時に勤務を終わったか
 （被告人）10時過ぎぐらいだと思う
 （検察）午後まで自宅に戻らず職場内にいたのか
 （被告人）終了点呼の後、昼食を食べに南行詰所へ行った
 （検察）休憩時間にYに話をすればどうなるか、Yの体調やストレスへの影響を考えなかったのか
 （被告人）話をすることは本人も了解していた。体調が悪いならやめるつもりだったが、問題ないと思った

民主化の声・声・声・・・（続く）